

## 現場代理人の兼務について

令和 7 年 1 月 2 8 日  
茨 城 県 土 木 部  
茨城県農林水産部  
茨 城 県 企 業 局

茨城県土木部、農林水産部及び企業局発注工事における現場代理人の兼務の取扱いについて、下記のとおりとし、令和 7 年 2 月 1 日以降に入札公告等を行う工事から適用しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 兼務の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、発注者に届け出をすることにより、現場代理人の兼務ができる。なお、現場代理人が作業期間中に現場を離れるときは、連絡員を現場に常駐させなければならない。

- ① 予定価格が 4,500 万円（税込）未満の工事 2 件まで。
- ② 契約工期の重複する複数の工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの。ただし、当初契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。
- ③ いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が原則として同一市町村である 2 件の工事。

※連絡員は元請負人と直接的な雇用関係があること

#### 2 建設業法に規定する技術者等との兼務

- ① 経營業務の管理責任者等及び営業所技術者等と現場代理人との兼務は、予定価格が 4,500 万円（税込）未満の工事に限り認めるものとし、現場代理人を兼務できる工事の数は 2 件までとする。

※営業所技術者等の場合は、属する営業所と工事現場が茨城県内であること。

- ② 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例 2 号の場合の監理技術者）と現場代理人の兼務は認めない。

#### 3 その他

茨城県土木部、農林水産部及び企業局以外（市町村等）が発注する工事との兼務については、当該発注者（市町村等）が認める場合は、上記 1、2 の条件を満たした上で兼務ができる。